

医療措置協定について

医療措置協定の概要

- 新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、知事は、平時に新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定（①病床、②発熱外来、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣）を締結することが法定化された。
- 全ての医療機関に対して協定締結に係る協議に応じることが義務づけられた。
- 公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院は、その機能を踏まえ感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供が義務づけられた。
- 流行初期（厚生労働大臣の公表から3か月程度）の段階から医療を提供する体制を迅速かつ適確に講じる医療機関を確保するため、初動対応等を行う特別な協定が法定化された。（流行初期医療確保措置）
- 協定締結の内容は、県においてインターネットの利用その他適切な方法により公表することが法定化されている。

協定に基づく措置の対象となる感染症

①新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症

②指定感染症

既に知られている感染症（4類、5類感染症等）であって、当該感染症のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

③新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

※ 今回の協定は、新型コロナウイルス感染症と同程度の感染症を想定。現在の新型コロナウイルス感染症は対象に含まれない。

協定に基づく措置の対象期間

○新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）の発生等の公表時から新興感染症と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間

（参考）新型コロナウイルス感染症……令和2年2月1日～令和5年5月7日

協定の有効期間

協定締結日から令和9年3月31日まで（以後3年ごとに自動更新）

協定に基づく措置の費用（協定締結のメリット）

【有事】

○流行初期医療確保措置（薬局、訪問看護事業所は対象外）

※県が定める基準を満たす医療機関が流行初期の感染症医療提供を行った場合に生じた診療報酬の減収分を補填

○診療報酬の上乗せ・補助金（病床確保料等）

※詳細は、新興感染症が発生した際に、その感染状況やその特性等を踏まえて国が検討

【平時】

○設備整備補助

○診療報酬

※令和6年度診療報酬改定において、協定締結医療機関の感染対策を評価

（感染対策向上加算及び外来感染対策向上加算の施設基準に関する要件の1つとして、協定指定医療機関であることが追加）

協定締結に係る医療措置の内容

	医療措置	内容
1	病床確保	患者を入院させ必要な医療を提供。県からの要請後、速やかに（2週間以内（流行初期は1週間以内）を目途）病床を即応化。
2	発熱外来	発熱患者等の検査・診療。県からの要請後、院内感染対策を講じた上で、発熱患者等の受入れ（検査・診療）。
3	自宅療養者等への医療の提供及び健康観察	自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等への医療の提供。県からの要請後、医療機関・薬局・訪問看護ステーション間で連携し、オンライン診療・往診、訪問看護、医薬品対応、健康観察、高齢者施設等に対する医療支援等を実施（御対応可能なもの）。
4	後方支援	流行初期の感染症患者以外の患者の受入れや、感染症からの回復後、入院が必要な患者の転院の受入れ。
5	医療人材派遣	県内外での医療機関等において、感染症患者に対する医療を担当する医療従事者や感染症の予防及びまん延を防止するため感染制御等を行う医療従事者を派遣。

※ 個人防護具の備蓄予定についても、協定内容に含む。

協定締結に係る医療措置の内容と対象医療機関

医療措置の内容	協定締結の対象医療機関				
	病院	有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護事業所
1 病床確保	○	○			
2 発熱外来	○	○	○		
3 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察	○	○	○	○	○
4 後方支援	○	○			
5 医療人材派遣	○	○	○		

○：協定を締結することが想定される項目

※ 対象医療機関の区分ごとに、対応可能な項目について協定締結を依頼。

：第1種協定指定医療機関（新設）

：第2種協定指定医療機関（新設）

※ 協定締結により、感染症指定医療機関のうち、第1種又は第2種協定指定医療機関の指定について、同意があったものとみなすこととする。

感染症類型ごとの医療体制（感染症指定医療機関等）

医療機関	1類 感染症	2類 感染症	3類 感染症	4類 感染症	5類 感染症	新型 インフ ルエン ザ等 感染症	指定 感染症	新感染 症	備考
特定感染症 指定医療機関	○	○				○		○	国内4医療機関 (千葉・東京・愛知・大阪) ※厚労大臣指定
第1種感染症 指定医療機関	○	○				○			東北大学病院
第2種感染症 指定医療機関		○				○			県南中核・仙台市立・ 大崎市民・栗原中央・ 石巻日赤・気仙沼市立
結核指定 医療機関		○							栗原中央病院 ※ 結核指定医療機関は、2類 感染症のうち結核のみ対応
【新設】 第1種協定 指定医療機関						○	○	○	協定締結 医療機関 (入院)
【新設】 第2種協定 指定医療機関						○	○	○	協定締結 医療機関 (発熱外来・自宅療養者等 への医療提供等)
一般医療機関 (感染症指定 医療機関以外)			○	○	○				

医療措置協定の履行確保措置

○ 協定に基づく医療措置（病床確保、発熱外来等）が、正当な理由なく、講じていないと認められるときは、知事は、感染症法の規定に基づき、下表に掲げる対応を取ることが可能。

	公立・公的医療機関等	特定機能病院・地域医療支援病院	民間医療機関
①	—	協定に基づく措置を講ずるよう勧告	協定に基づく措置を講ずるよう勧告
②	協定に基づく措置を講ずるよう指示	（勧告に従わない場合）指示	（勧告に従わない場合）指示
③	（指示に従わない場合）公表	（指示に従わない場合）公表 ※医療法に基づき特定機能病院又は地域医療支援病院の承認を取り消すことも可	（指示に従わない場合）公表

（正当な理由の具体例）

- (1) 医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
- (2) ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合
- (3) 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合

協定締結時の想定（新型コロナと同等の対応）と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと知事が判断する場合は、正当な理由がある場合となり、履行確保措置の対象外。